取扱説明書

DAYTONA
R66630 ①/⑩

LED FENDER LESS KIT with SLIM REFLX REFLECTOR LEDフェンダーレスキット	適合車種	商品NO.
	CBR400R FOUR (`26)	66630

■ご使用前に必ずご確認ください■

※本商品のご使用前に最終項に記載の URL（保証規定）より保証規定の内容を読み、ご理解のうえご使用ください。
※本商品の使用をもって、本書と保証規定の内容の全てを理解・承諾したものとみなします。本書内の注意事項を守らず使用したことによる事故や損害について、当社では一切の責任を負いません。
※本書は、いつでも取り出して読めるように大切に保管してください。また第三者に譲渡する場合は、必ず本書も併せてお渡しください。

本書では正しい取り付け、取扱方法および点検整備に関する重要な事項を、次のシンボルマークで示しています。

実施	行為を強制したり指示する内容を告げるものです。	禁止	禁止の行為であることを告げるものです。	法令違反	条件次第では法令違反となることを告げるものです。	その他	その他の警告及び注意を告げるものです。

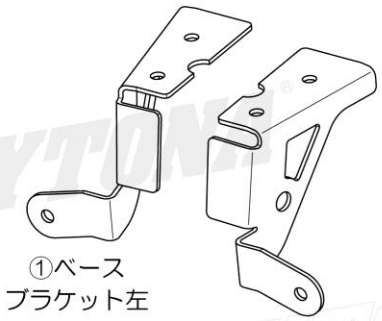
⚠警告	要件を満たさず使用しますと、死亡または重傷に至る可能性や第三者の生命や財産を損なう可能性が想定される場合を示してあります。
禁止	・本商品は記載されている適合車種以外の車両には使用しないでください。 ・市販のナンバープレートベースや電装アクセサリーなどを取り付けると、荷重オーバーや振動増幅などにより本商品を破損させる原因となります。 ・本商品に曲げ、切削、溶接などの加工は行なわないでください。商品の破損だけではなく、車両側の破損や重大な事故につながる恐れがあります。
実施	・装着前に取付箇所の純正部品や車両各部に、欠損や損傷がみられないか確認してください。異常が見られる場合は新しい部品に交換してください。 ・走行中に異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、異常箇所を必ず点検してください。異常があった場合は、商品の使用および車両の走行を中止し、認証工場または販売店へご相談してください。

⚠注意	要件を満たさず使用しますと、傷害に至る可能性または物的損害の発生が想定される場合を示してあります。
実施	・本商品の取り扱い時、端面や突起、バリなどにより、予期せぬケガや事故が発生するおそれがあります。取り扱いの際は、必ず保護手袋を着用し、ケガには十分注意して作業を行なってください。またエッジや突起部がある場合は適切な処理を行ない、取り除いてください。 ・本商品を開梱する際は、構成部品の不足や外観の不具合、異常がないことを必ず確認してください。万一、不具合などにお気づきの場合は、ご使用前にお買い求めの販売店へ速やかにご相談ください。 ・本商品を取り付けする前に、本書とメーカー発行のサービスマニュアルをよく読み、理解したうえで作業を行なってください。 ・安全のために販売店や認証工場など、適切な設備と技能、専門知識のある整備士を有した店舗にて脱着作業をご依頼ください。作業が適切に行なわれないと、作業中やご使用中に車両や商品の損傷や不具合に繋がる場合があります。 ・作業は安全な場所で周囲の安全を確保し、車両を安定させたうえで行なってください。 ・作業を始める前にエンジンやマフラーが十分に冷えていることを確認してください。冷えていない状態で作業を行なうとエンジンやマフラーに触れてヤケドをする可能性があります。 ・取り付けは各作業に適した工具をご使用ください。不適切な工具を使用すると部品の破損やケガをする可能性があります。 ・ボルトやナットの締め付けはトルクレンチを使用し、所定トルクまたはサービスマニュアルで指示されたトルクで確実に締め付けてください。 ・走行前に必ず各部を点検整備し、必要に応じてネジの増し締めを行なってください。
法令違反	・付属の LED ライセンスランプとスリムリフレクターを使用しないと保安基準に抵触します。必ず取り付けてください。 ・本商品の LED ライセンスランプは車両装着時のナンバープレート角度を基準に設計されております。その際の明るさは基準に適合しております。（道路運送車両法の保安基準 36 条-番号灯-および別添 63-番号灯-の基準より）上記以外の角度でナンバープレートが取り付けされている車両には保安基準を満たさないため適合しません。また商品への加工（角度変更）を行なった場合も保安基準を満たさなくなる可能性があります。絶対に行なわないでください。
その他	・商品保証は、本商品のみが対象になります。また本商品を装着したことによる物的損害や人的損害などの補償は一切お受けできません。 ・本商品を装着した場合に車両の全長が変わる場合があります。車検の際は検査官の指示に従ってください。 ・本商品を取り付けるとタイヤによる水やほこりの巻き上げが大きくなりフェンダー内やナンバープレート裏側など汚れが生じやすくなります。 ・本商品や車両の個体差により、アイドリング時や走行時に本商品が振動で振れる場合があります。 ・転倒履歴がある車両には取り付けできない場合がございます。 ・本商品は素材や製造方法により製品個体差があります。小キズや歪みなど程度の差がございます。 ・本商品を取り付けた場合、車両側の取り付け面や、その周辺にキズが付く可能性があります。 ・本商品の取り付けには一部の純正部品を使用します。取り外しの際には損傷や紛失に十分注意してください。 ・本商品はローダウンリンクロッドとの同時装着が可能です。 ・本商品、または本書内でご紹介した商品は予告なしに価格や仕様を変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

2026/10/15

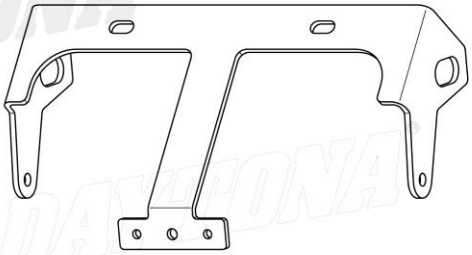
商品内容

NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量	NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量
①	ベースブラケット左		1	⑪	スリムリフレクター		1
②	ベースブラケット右		1	⑫	フランジナット	M5	1
③	ウインカープレート		2	⑬	フランジボルト ※ブラック	M6×20（P1.0）	4
④	ウインカー＆リフレクターステー		1	⑭	グロメット小		2
⑤	ライセンスランプステー40		1	⑮	フランジボルト ※シルバー	M6×20（P1.0）	2
⑥	ランプカバー		1	⑯	変換ハーネス		1
⑦	LED ライセンスランプ		1	⑰	防振フェルト		1
⑧	六角穴付きボタンボルト	M3×8	1	⑱	ゆるみ止めナット	M6	4
⑨	ワッシャ	M3	1	⑲	結束バンド	L=150mm	3
⑩	グロメット大		1	⑳	ロゴステッカー		1

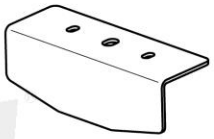

①ベース
ブラケット左

②ベース
ブラケット右


③ウインカープレート


④ウインカー＆
リフレクターステー


⑤ライセンス
ランプステー 40


⑥ランプカバー


⑦LED ライセンスランプ


⑧六角穴付き
ボタンボルト
（M3×8）
※⑦に仮組み


⑨ワッシャ
（M3）
※⑦に仮組み


⑩グロメット大


⑪スリムリフレクター


⑫フランジナット
（M5）
※⑪に仮組み


⑬フランジボルト
（M6×20 ／ P1.0）
※ブラック


⑭グロメット小


⑮フランジボルト
（M6×20 ／ P1.0）
※シルバー


⑯変換ハーネス


⑰防振フェルト


⑱ゆるみ止めナット
（M6）


⑲結束バンド



⑳ロゴステッカー

取付方法

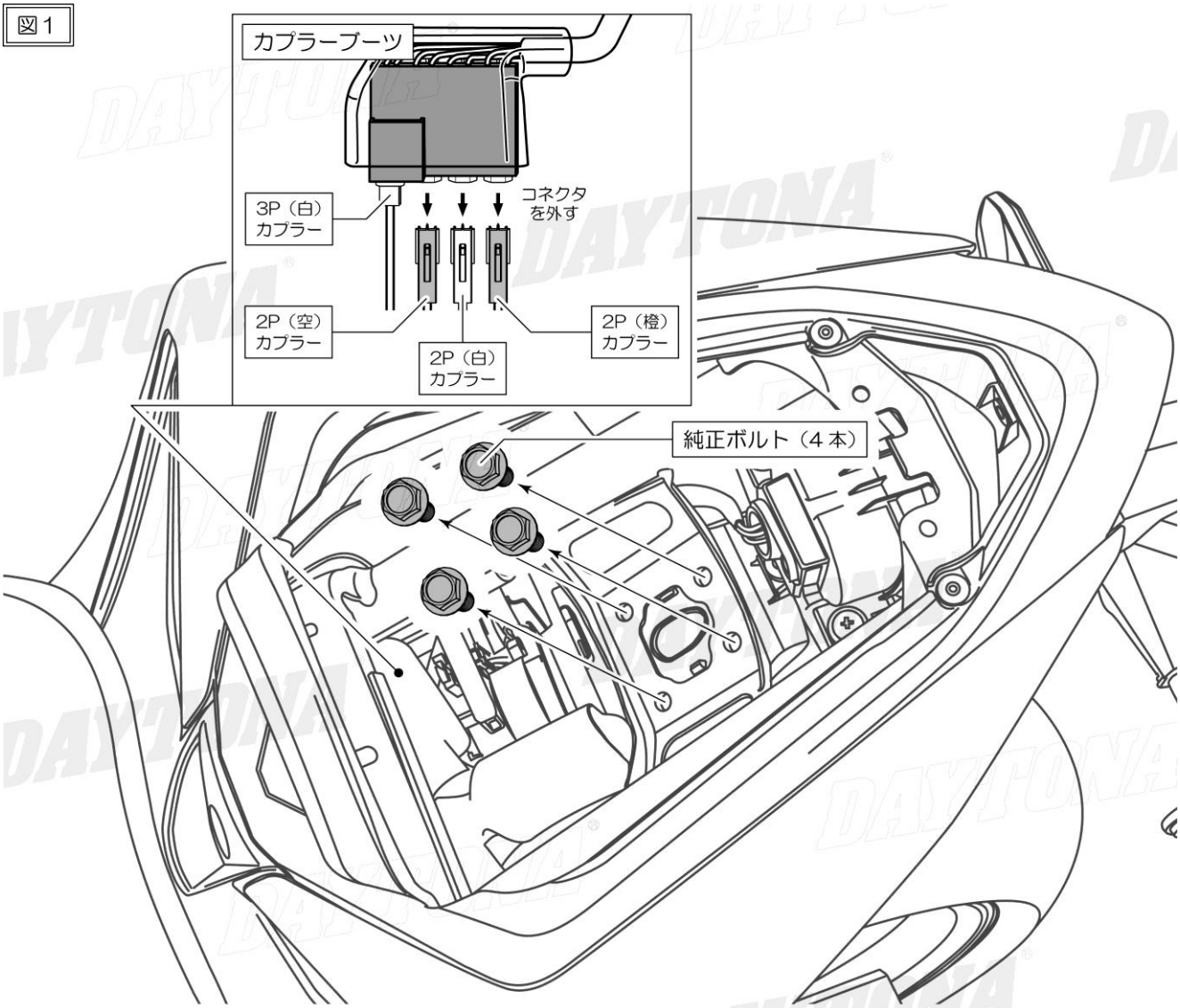
【作業前の注意事項】

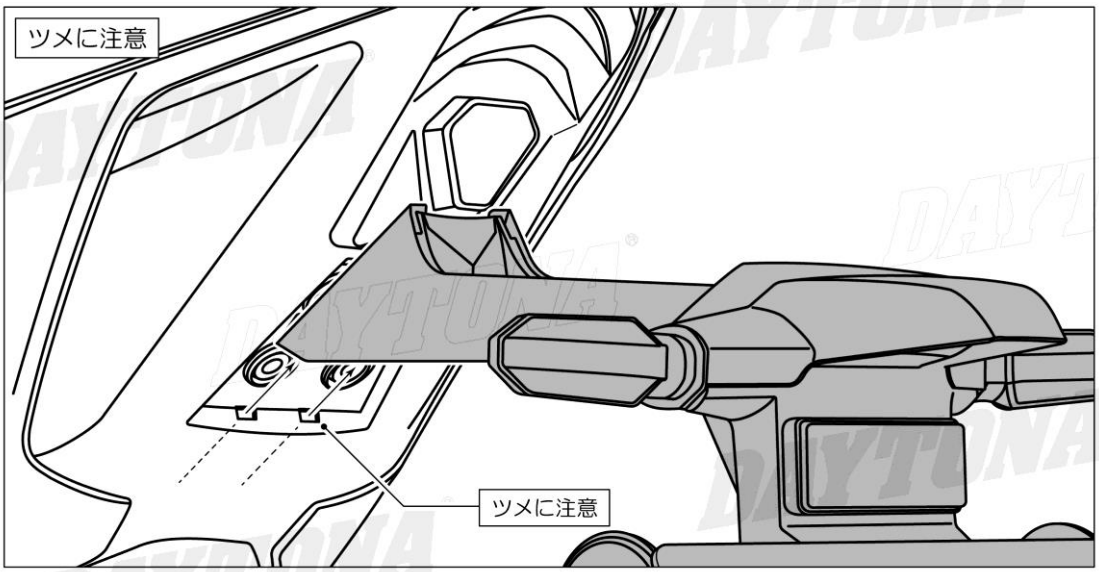
・指示なき場所の純正部品の取り外しや取り付けについてはメーカー発行のサービスマニュアルを参照し正しく行なってください。
・作業を始める前に周囲の安全を確保してください。また車両を固定し安定させた状態で転倒やケガなどに十分注意して作業を行なってください。

01．リアフェンダーの取り外し

・純正タンデムシートを外します。
・純正ウインカー左右とライセンスランプのコネクタ接続を取り外します。
・図１を参考に、純正ボルト（４本）を取り外し、リアフェンダーを、ツメに注意しながら取り外します。

図1

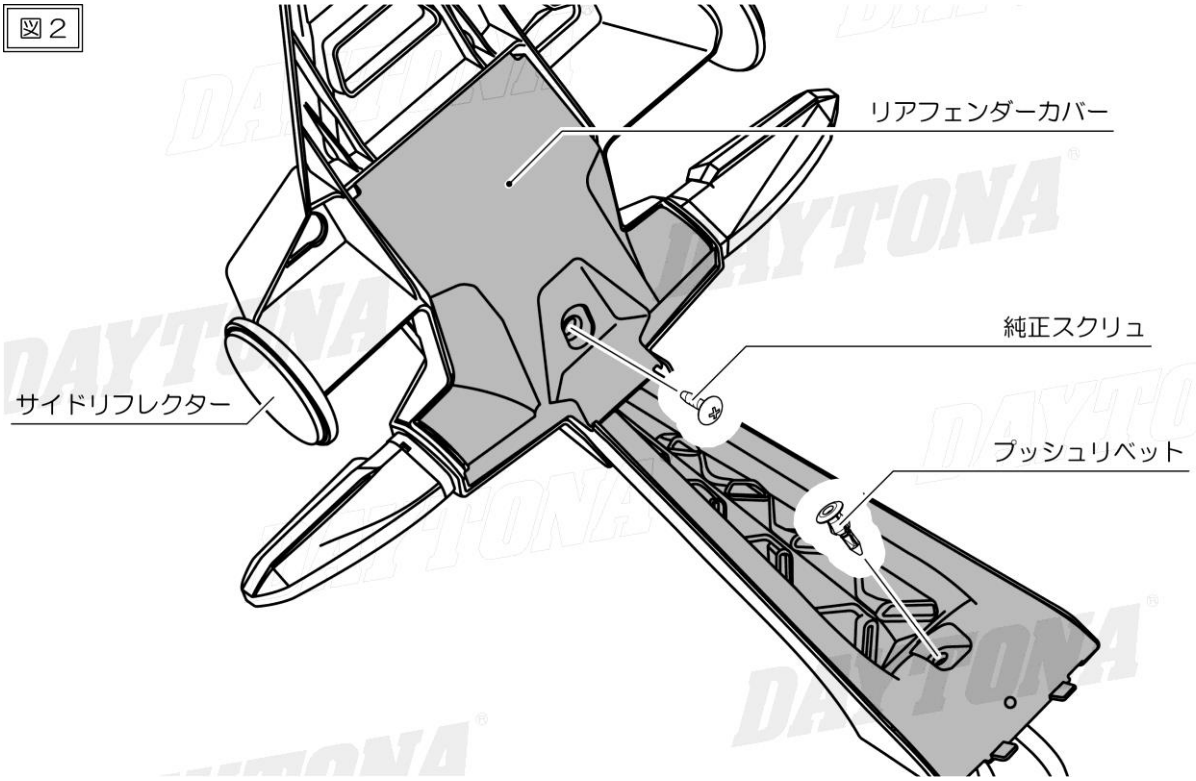




02. リアフェンダーカバーの取り外し

・サイドリフレクター（左右）とナンバープレートを取り外します。
・図２を参考に、純正スクリュ（１本）とプッシュリベット（１本）を外し、リアフェンダーカバーを取り外します。

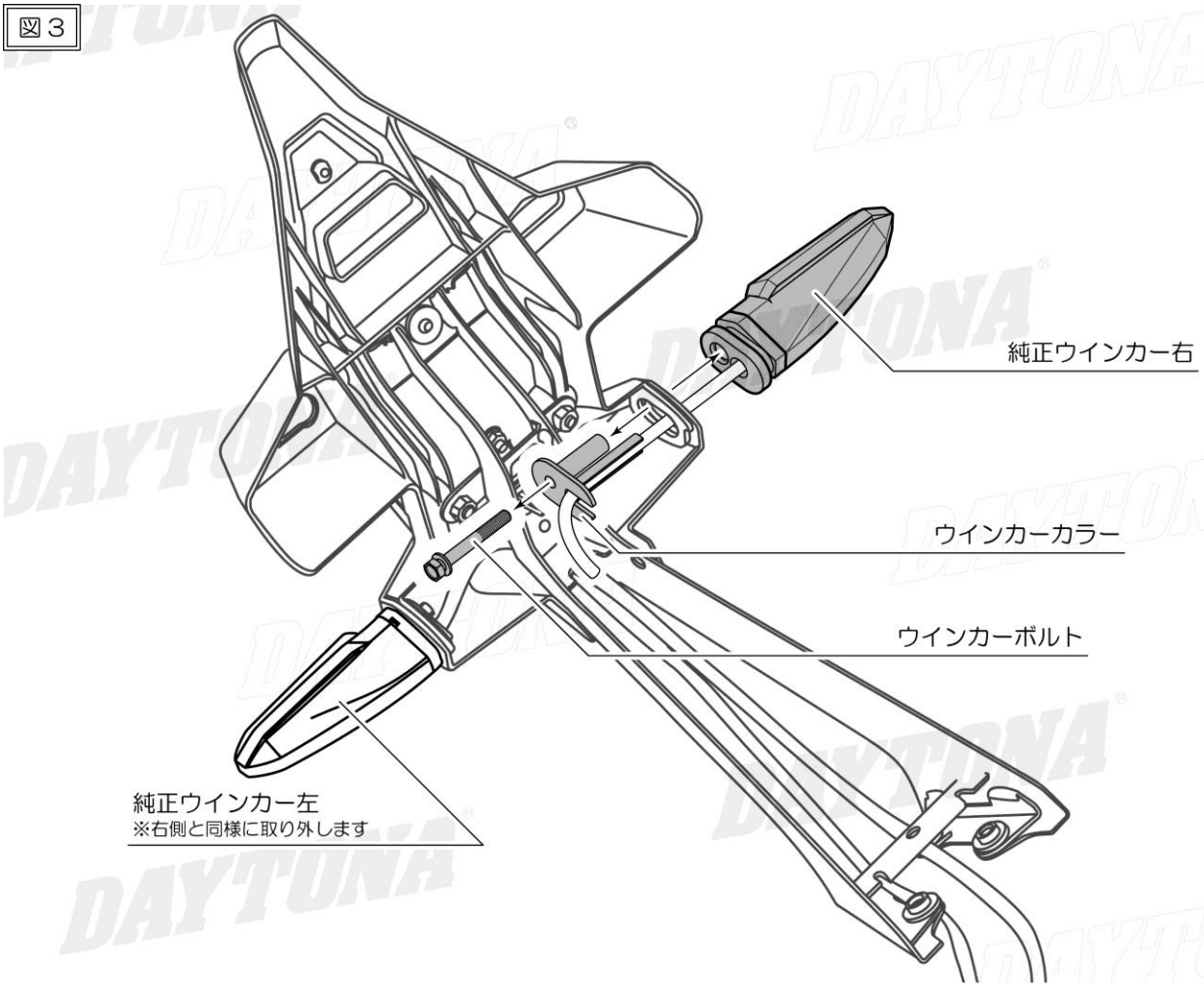
図２



03. ウインカーの取り外し

・図３を参考に、ウインカーボルトとウインカーカラーを取り外し、純正ウインカー右を取り外します。
※左側も同様に取り外します。

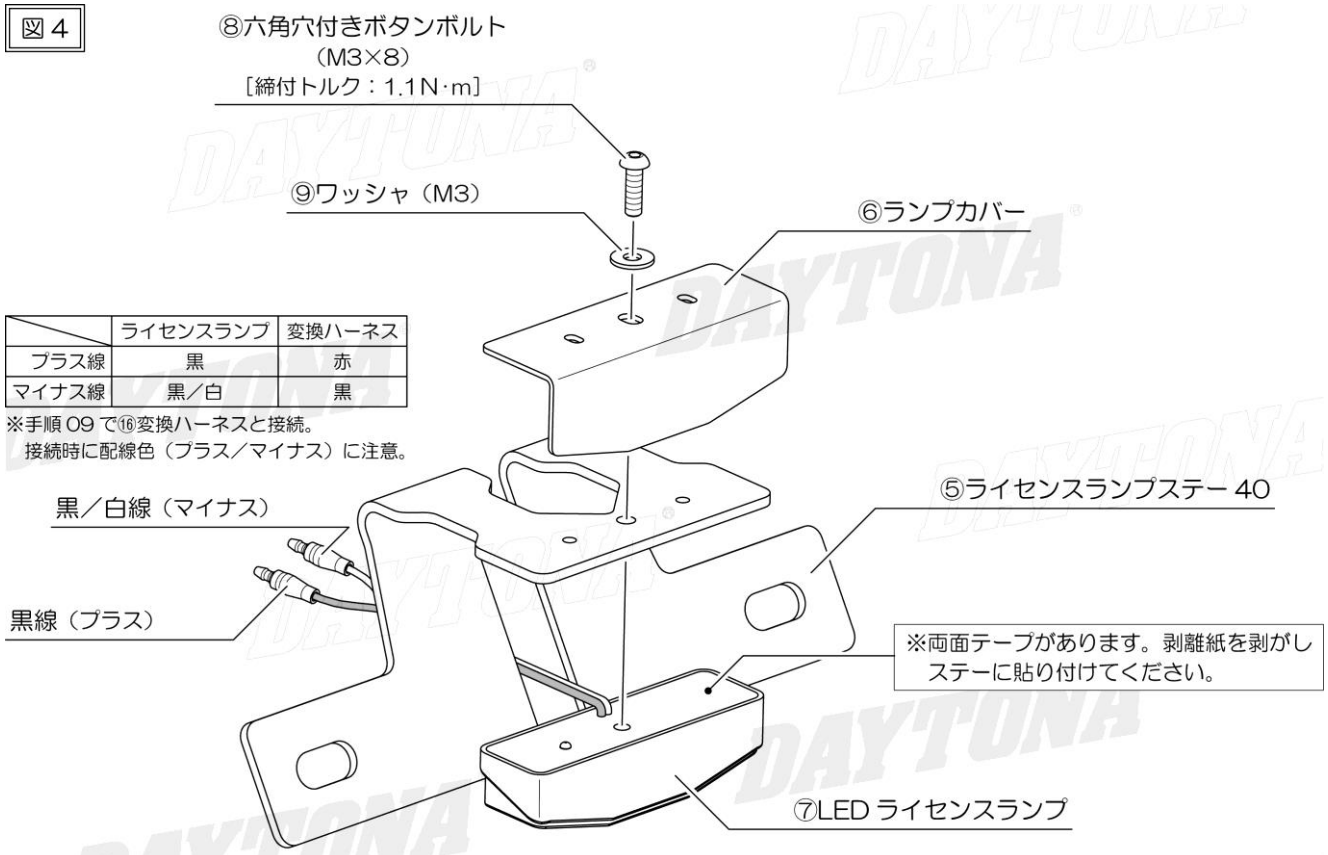
図３



04. ライセンスランプ ASSY の組み立て

・図 4 を参考に、⑤ライセンスランプステー40 と⑥ランプカバー、⑦LED ライセンスランプ、⑧六角穴付きボタンボルト（M3×8）、⑨ワッシャ（M3）を使用してライセンスランプ ASSY を組み立てます。

図４



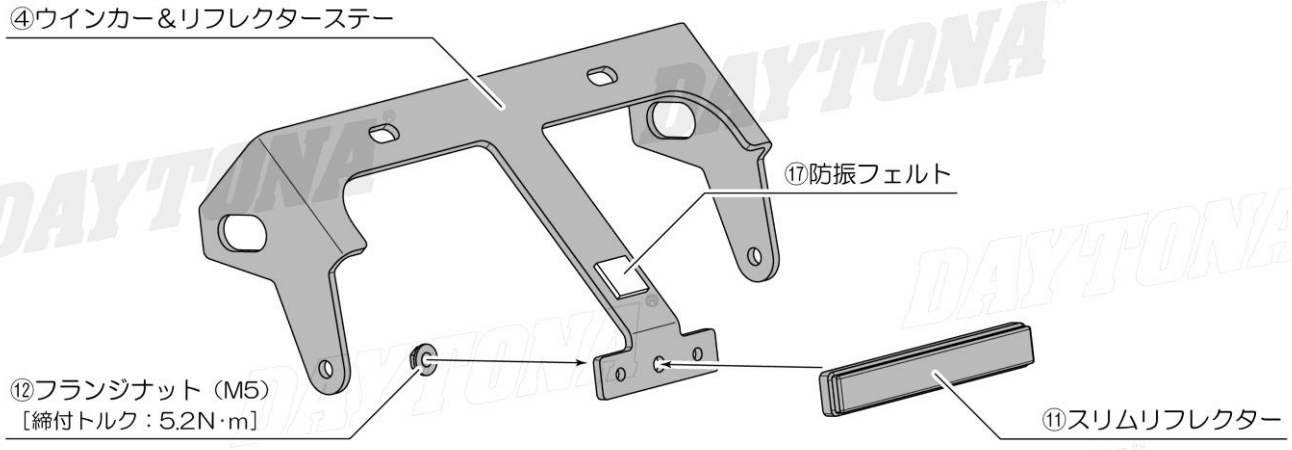
	ライセンスランプ	変換ハーネス
プラス線	黒	赤
マイナス線	黒／白	黒

※手順 09 で⑯変換ハーネスと接続。
接続時に配線色（プラス／マイナス）に注意。

05. スリムリフレクターの組み付け

・図 5 を参考に、④ウインカー＆リフレクターステーへ⑪スリムリフレクターを⑫フランジナット（M5）を使用して、組み付けます。
・④ウインカー＆リフレクターステーに⑰防振フェルトを貼り付けます。

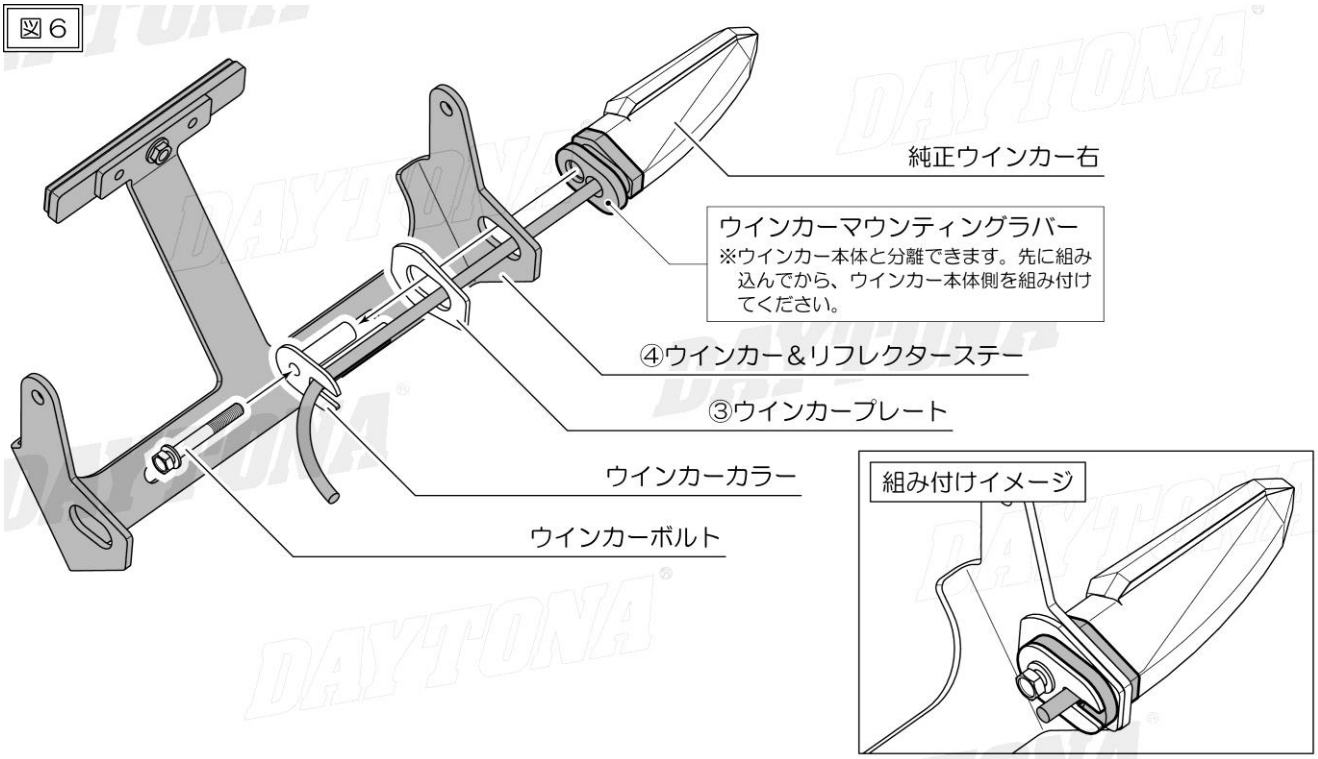
図５



06. ウインカーの組み付け

・図６を参考に、④ウインカー＆リフレクターステーへ純正ウインカー右と③ウインカープレートを組み付けます。
※純正ウインカー左も同様に取り付けます。

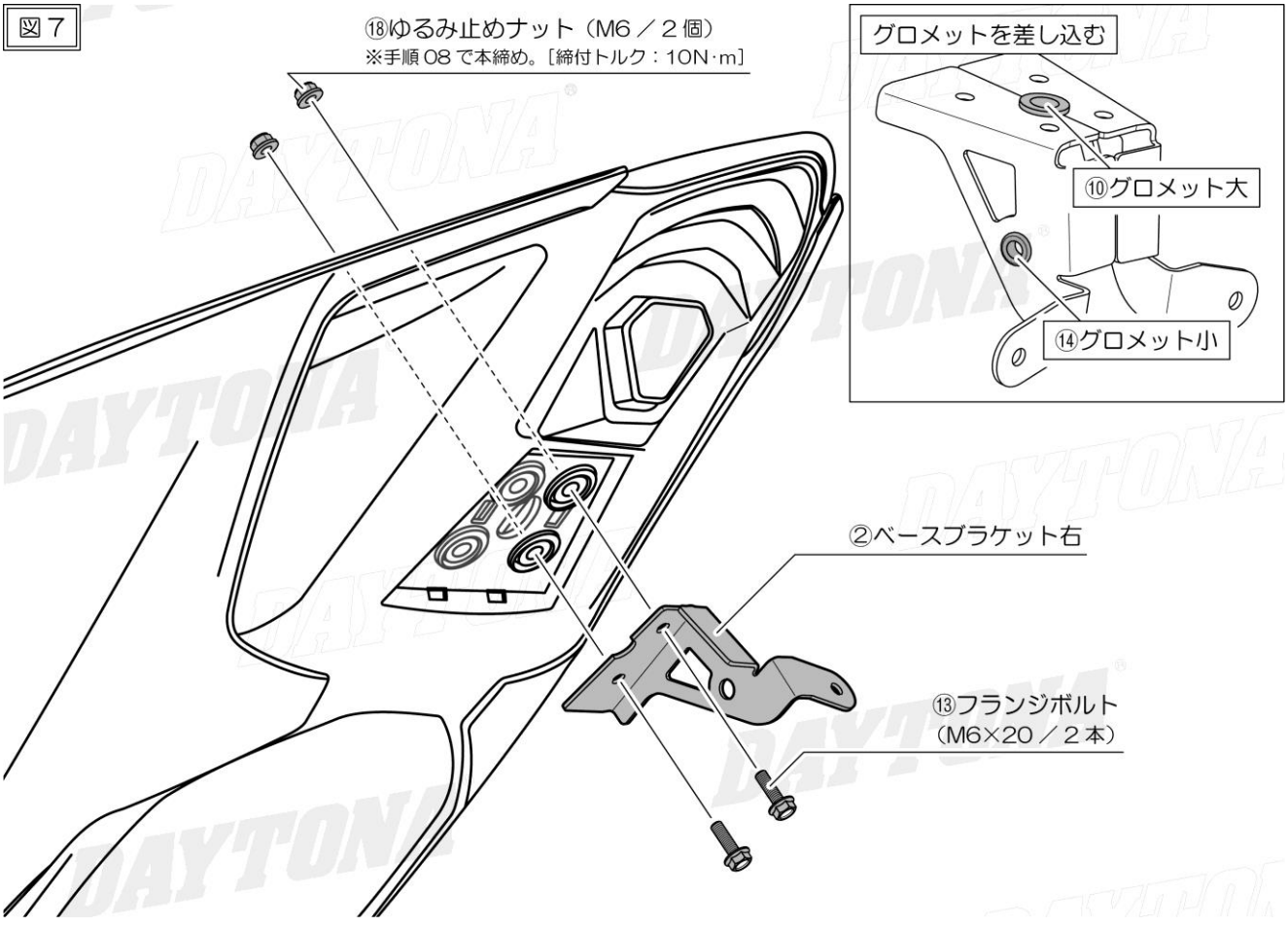
図６



07. ベースブラケットの取り付け

・図７を参考に、⑬フランジボルト（M6×20／２本）と⑱ゆるみ止めナット（M6／２個）を使用して、②ベースブラケット右を車体に仮組みします。
・①ベースブラケット左も同様に仮組みします。
・⑩グロメット大を①ベースブラケット左と②ベースブラケット右の間に差し込みます。
・⑭グロメット小を①ベースブラケット左と②ベースブラケット右に差し込みます。

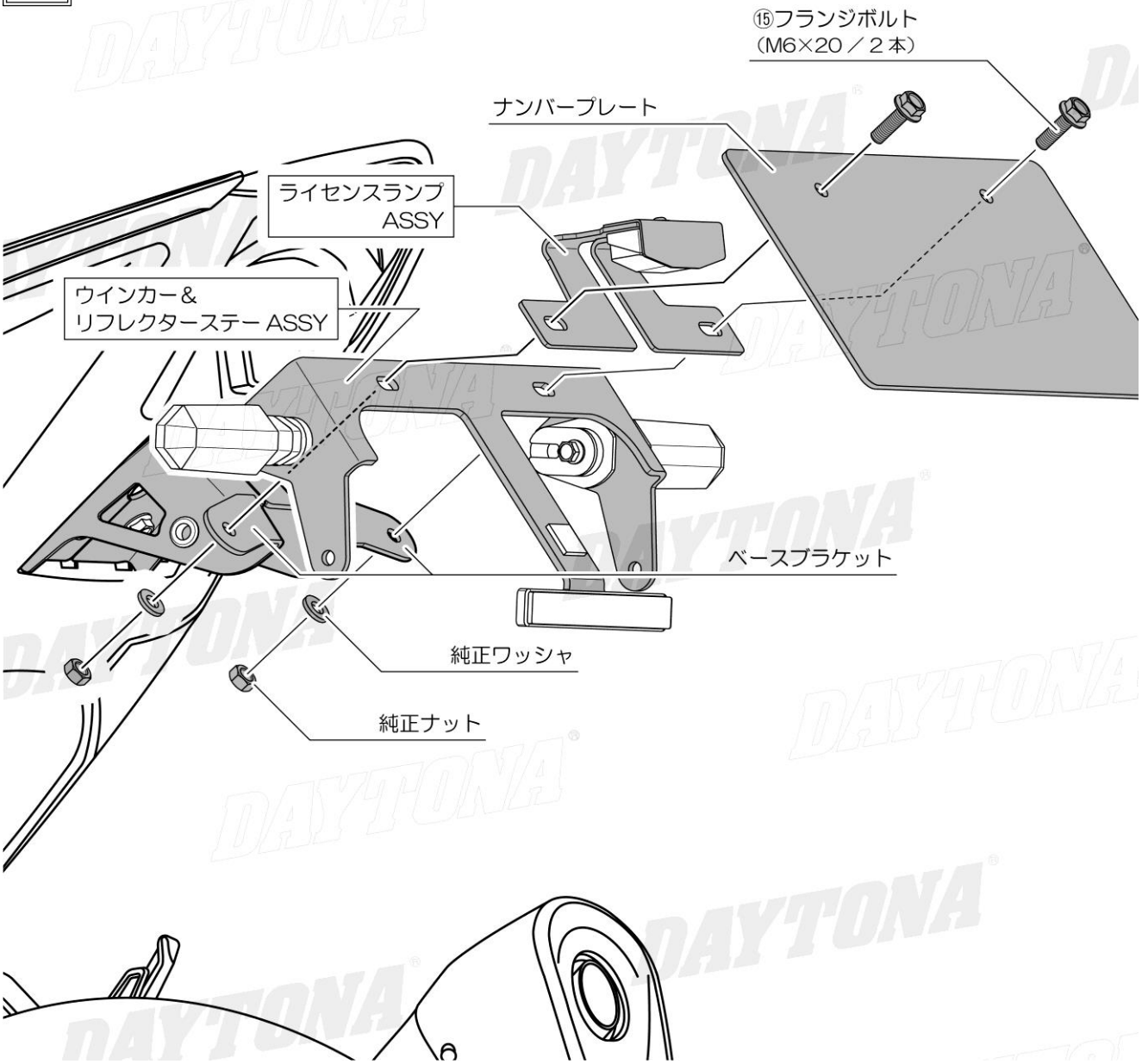
図７



08. ライセンスランプ ASSY とウインカー＆リフレクターステーASSY の取り付け

・図 8 を参考に、手順 04 で組み立てたライセンスランプ ASSY と手順 06 で組み立てたウインカー＆リフレクターステー ASSY、ナンバープレートを⑮フランジボルト（M6×20／2 本）と純正ワッシャ、純正ナットでベースブラケットへ仮組みします。
・ウインカーとライセンスランプの配線を車体側へ通します。
・各部を無理がないように調整し、本締めします。

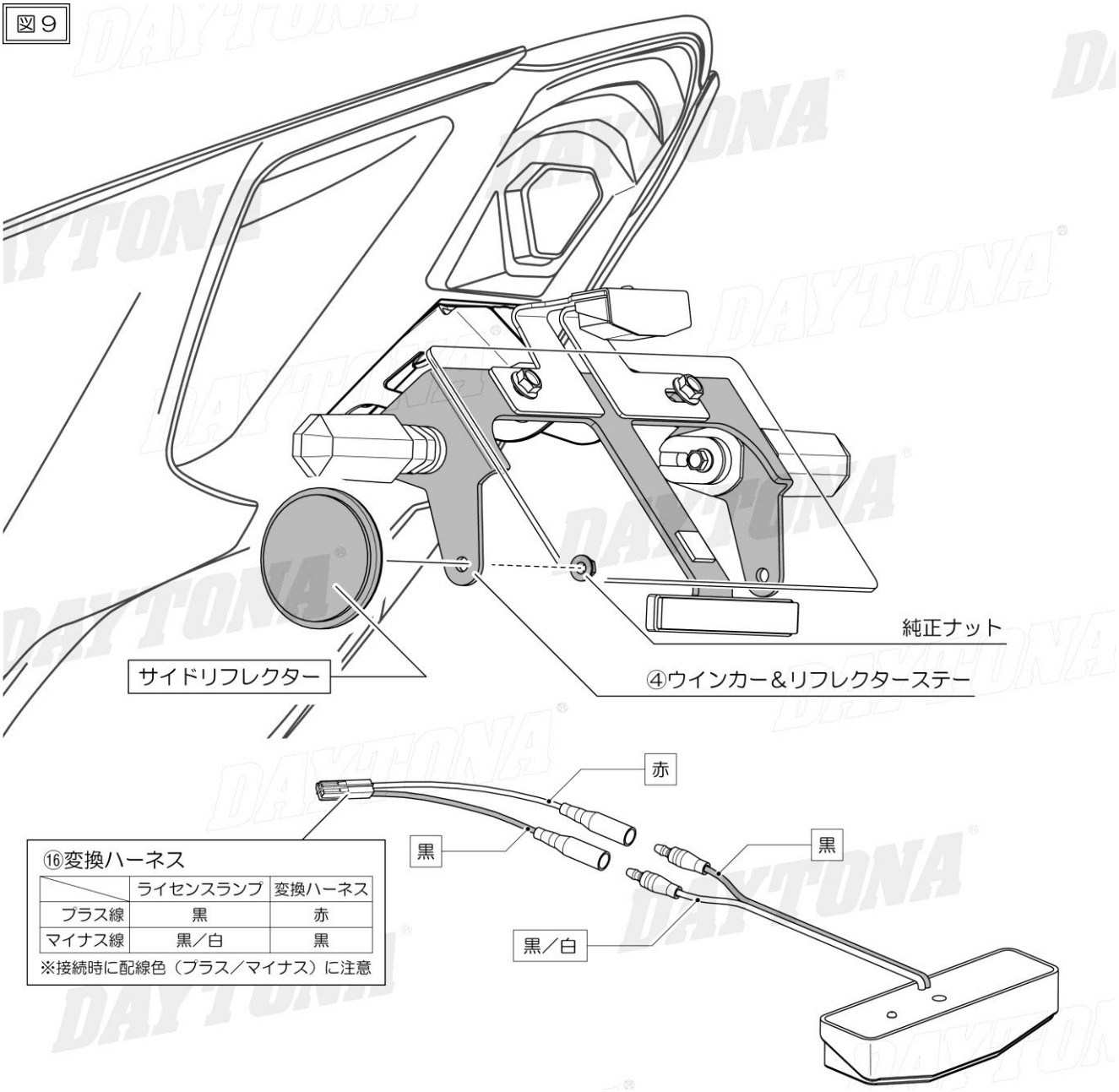
図 8



09. L サイドリフレクターの取り付けと変換ハーネスの接続

・図９を参考に、左右の④ウインカー＆リフレクターステーにサイドリフレクターを取り付けます。
・ライセンスランプの配線に⑯変換ハーネスを接続します。
・ウインカーとライセンスランプのカプラーを車体側に接続します。
・ウインカーとライセンスランプが正常に動作することを確認します。

図９



⑯変換ハーネス

	ライセンスランプ	変換ハーネス
プラス線	黒	赤
マイナス線	黒／白	黒

※接続時に配線色（プラス／マイナス）に注意

10. 点検作業

・灯火類が正常に動作することを確認し、各部が確実に取り付けされているか点検してください。
・異常がなければ車両の固定を解除して作業は終了です。
※使用しないパーツは失くさないように大切に保管してください。

番号灯の保安基準に対する適合

・本商品に付属のLEDライセンスランプはライセンスランプステー40を同時装着することで以下の保安基準に適合致します。(2017年1月現在)

・以下の保安基準から番号灯はLEDを使用していても別添 63　番号灯の技術基準に適合していれば保安基準に適合するものと判断されます。(当社製品「LEDフェンダーレスキット」(66630)は当社実測データより、この基準に適合致します。)また、後方からLEDの直接光が見えていた場合も告示62条/告示第140条/告示第218条にあるように番号灯は除外されている灯火で、LEDの光では当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるほどのものでないので、保安基準に適合すると判断いたします。

※この用紙は車検の際に必要になる場合がありますので大切に保管してください。

※以下の文章は二輪自動車の番号灯に関する保安基準、告示、別添を抜粋したものです。

保安基準　第36条

自動車の後面には、番号等を備えなければならない。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りではない。

2. 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3. 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示第49条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第2項の告示で定める基準は、別添63「番号灯の技術基」に定める基準とする。

2. 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第36条第3項の告示で定める基準は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、別添54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」に定める基準とする。

告示第127条/告示205条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第2項の告示で定める基準は、次の各号に揚げる基準とする。

(1)番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が30 lx(ルクス)以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合する物とする。

(2)番号灯の灯光の色は、白色であること。

(3)番号灯は、灯器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2. 次に揚げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

(1)指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯

3. 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第36条第3項の告示で定める基準は、次の各号に揚げる基準とする。

(1)番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。

(2)番号灯は、点滅しないものであること。

(3)番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

(4)番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に揚げる性能を損なわないように取り付けられていること。

4. 次に揚げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

(1)指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯

(2)法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

保安基準　第42条

自動車には、第３２条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなる恐れのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

告示62条/告示第140条/告示第218条

保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に揚げる基準とする。

3. 自動車には、次にあげる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

(1)番号等

(2)後退灯

(3)室内照明灯

(4)一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯

(5)一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯

(6)その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ 運転席で点灯できない灯火

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

別添53　二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

5.8. 番号灯

5.8.1. 自動車の後面には、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度20Km/h未満の軽自動車にあっては、この限りではない。

5.8.2. 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は、前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。

別添63　番号灯の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、自動車（最高速度20Km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯に適用する。

2. 用語

2.1. 「大形番号標用番号灯」とは、普通自動車であって、車両総重量が８ｔ以上のもの、最大積載量が５ｔ以上のもの又は乗車定数が

30 人以上のものに備える番号灯をいう。

2.2.「中形番号標用番号灯」とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車に備える番号灯であって、大形番号標用番号灯及び小形番号標用番号灯以外のものをいう。

2.3.「小形番号標用番号灯」とは、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯をいう。

3.試験方法

図に示す試験板を番号標の取付位置に正規の使用状態に取付け、番号灯を点灯した時の試験板上の各測定点における照度を測定する。また、次式により均斉度を求める。

$$\text{均斉度} = \frac{\text{高照度点２箇所の照度の平均}}{\text{低照度点２箇所の照度の平均}}$$

4.判定基準

4.1. 3の試験を行ったとき、各測定点の照度は８ルクス(小形番号標用番号灯にあっては 15 ルクス)以上であること。

4.2. 3の試験を行ったとき、均斉度は 20 以下であること。

4.3. 番号灯の照明部の端部であって試験板の表面から最も遠い点と試験板の端部であって番号灯の照明部から最も遠い点（番号灯が２個以上備えられている場合にあっては、それぞれの番号灯が照明しょうとする試験板の部分に限る。）を結ぶ入射板光と試験板のなす角は、8°以上であること。

4.4. 番号灯は、試験板上の全ての範囲を照明できるものであること。

4.5. 番号灯の灯光の色は白色であること。

（注）

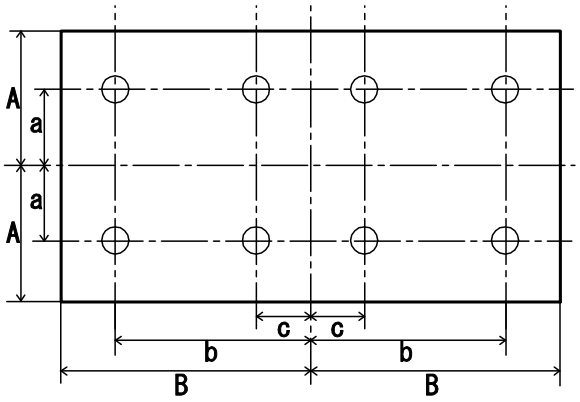
1.測定点は直径 25mm の円とし、図中の〇印の位置とする。

2.試験板の測定面は、清潔な白色の吸取紙とする。

3.試験板の寸法は、番号灯の種類ごとにそれぞれ表の通りにする。

番号灯の種類	A	B	A	b	c	厚さ
大形番号標用番号灯	110	220	60	170	25	1.5
中形番号標用番号灯	82.5	165	50	125	25	1.5
小形番号標用番号灯	**62.5**	**115**	**35**	**90**	**25**	**1.5**

図　試験板



単位　mm

※小形番号標用番号灯とは、二輪自動車に備える番号灯をいう。

■商品保証について
商品保証とは、通常のご使用において材料または製造上の不具合に起因する故障等が起きた場合、保証規定の範囲において無償修理または交換をお約束するものです。
1. 保証期間は使用回数に関わらず、ご購入日から1年間となります。
2. 保証を受ける場合には、お買い上げ日が証明できる書面（レシートなど）が必要となります。
※保証の対象は、新品かつ正規販売店でのご購入品に限ります。 個人売買や中古品、インターネットオークションでの購入品は保証の対象外となります。
3. 下記のアドレス（またはQRコード）より、保証規定の詳細をご一読の上、ご理解・ご承諾ください。
デイトナ保証規定
https://www.daytona.co.jp/warranty/index.php
※保証を受けるご連絡を以って、保証規定にご同意いただいたものとみなします。

■保証修理の受付について
お買い上げ日が証明できる書面をご用意の上、購入店もしくは当社までご連絡ください。
インターネットお問合せ
https://www.daytona.co.jp/contact/index.php

株式会社デイトナ
東証スタンダード上場
〒437-0226 静岡県周智郡森町一宮 4805
https://www.daytona.co.jp

転載禁止 本取扱説明書の内容の一部、または全ての無断転載を禁止